

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第7号

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年亀山市条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(通勤手当に相当する報酬)

第3条 通勤手当に相当する報酬の支給については、亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号。以下「給与条例」という。）第2条に規定する職員（以下「常勤職員」という。）の例による。ただし、通勤手当に相当する報酬の額は、給与条例第28条の規定の例により算出した支給単位期間が1月である場合の通勤手当の額の範囲内で任命権者が別に定める額とする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)

第4条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、別に定めるものを除き、給与条例第35条における短時間勤務職員の例による。ただし、勤務1時間当たりの報酬の額の算定方法は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第2条第2項の規定により時間額で定める報酬（以下「時間額で定める基本報酬」という。）を支給される職員（以下「時間額職員」という。）の勤務1時間当たりの報酬の額 時間額で定める基本報酬の額

(2) 条例第2条第3項の規定により月額で定める報酬を支給される職員（以下「月額職員」という。）の勤務1時間当たりの報酬の額 給与条例第38条の規定を準用して算定した額（特殊勤務手当に相当する報酬）

第5条 特殊勤務手当に相当する報酬については、給与条例第49条に規定する特殊勤務手当（同条第3号に規定する特殊手当に限る。）に相当する額とする。

2 前項に規定する報酬の支給については、常勤職員の例による。（条例第2条第4項の規定により報酬の額を定めた職員の手当に相当する報酬）

第6条 条例第2条第4項の規定により報酬の額を定めた職員の手当に相当する報酬については、任命権者が別に定める。（報酬の支給方法等）

第7条 条例第2条第6項の規則で定める日は、翌月の15日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、これらの日の前日）とする。

2 時間額職員に対しては、その者の1月の総勤務時間数（時間外勤務手当に相当する報酬の額の算定の基礎となる時間数を除く。）に時間額で定める基本報酬を乗じて得た額の報酬を支給する。ただし、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 月額職員に対しては、当該職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、退職した日の属する月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（報酬の減額）

第8条 月額職員の条例第2条第7項に基づく報酬の額は、給与条例第38条の規定を準用して算定した額とする。

2 条例第2条第7項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる期間について勤務しない場合とする。

（1）勤務時間条例第18条に基づく年次有給休暇及び特別休暇（有給休暇に限る。）の場合には、その休暇の期間

（2）前号に掲げる場合のほか、職員に支給すべき報酬の額から減額しないことについて正当な理由があるものとして任命権者が別に定める場合には、その定める期間

（期末手当の支給対象外職員）

第9条 条例第4条第1項前段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1）基準日現在において、任用されている職における任用期間が通算して6月に満たない職員

（2）基準日現在において、任用されている職における勤務時間条例第18条に基づき定められた勤務時間が任用期間において1週間当たり30時間に満たない職員

（3）亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年亀山市規則第28号。以下「期末手当規則」という。）第2条各号に掲げる職員

2 前項第1号に規定する通算する期間については、任命権者が別に定める。

(期末手当の支給日)

第 1 0 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める日は、期末手当規則第 2 1 条の規定を準用する。この場合において、期末手当別表第 3 中「 1 2 月 1 0 日」とあるのは「 1 2 月 2 8 日」と読み替えるものとする。

第 1 1 条 条例第 4 条第 1 項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) その退職し、又は死亡した日において、任用されていた職における任用期間が通算して 6 月に満たない者

(2) その退職し、又は死亡した日において、任用されていた職における勤務時間条例第 1 8 条に基づき定められた勤務時間が任用期間において 1 週間当たり 3 0 時間に満たない者

(3) その退職し、又は死亡した日において、期末手当規則第 2 条各号のいずれかに該当する職員であった者

(4) その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者となった者

ア 条例の適用を受ける職員 (期末手当の支給対象者に限る。)

イ 水道事業又は病院事業において、管理規程の適用の例による職員 (期末手当の支給対象者に限る。)

第 1 2 条 基準日前 1 月以内において条例の適用を受ける職員としての退職が 2 回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(期末手当基礎額)

第 1 3 条 条例第 4 条第 2 項の規則で定める額 (以下「期末手当基礎額」という。) は、次に掲げる額とする。

(1) 時間額職員 基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号において同じ。) において職員が受けるべき報酬の額 (条例第 2 条第 2 項及び第 4 項に定める報酬の額) を別に定める方法により月額に換算した額

(2) 月額職員 基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（
条例第2条第3項及び第4項に定める報酬の額）

2 前項各号の規定により算定された期末手当基礎額に1円未満の
端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（期末手当の支給割合）

第14条 条例第4条第2項の規則で定める割合は、基準日以前6
月以内の期間におけるその者の在職期間の給与条例第44条第2
項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）

第15条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職
した期間（第11条第2号に掲げる職員として在職した期間を除
く。）とする。

2 前項の期間の算出については、期末手当規則第7条第2項の規
定を準用する。

（在職期間の通算）

第16条 基準日以前6月以内の期間において、期末手当規則第3
条第2号イからオまでに掲げる者（期末手当の支給対象者に限る。）
が条例の適用を受ける職員となった場合、その期間内においてそ
れらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入す
る。

2 前項の期間の通算については、前条第2項の規定を準用する。

（端数計算）

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則に規定する報酬
その他の計算に当たって1円未満の端数を生じたときは、常勤職
員の例による。

（この規則によることが困難な場合の措置）

第18条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない
場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認め
られる場合には、市長の承認を得て別段の取扱いをすることがで
きる。

(その他)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。